

高槻市の環境影響評価制度

環境影響評価制度とは

事業者が、土地の形状の変更や工作物の新設などのうち、一定規模以上の、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業（対象事業）について、事業の実施前に、環境への影響をあらかじめ調査、予測、評価（環境影響評価）し、また、完成後、事後調査を行うことにより、対象事業の実施に際して環境の保全に適正な配慮がなされることを目的とする制度です。

●調査

事業を実施する地域の環境の状況を調査し、予測や評価を行うために必要となる自然条件や社会条件に関する情報を把握することをいいます。
調査は、既にある資料や文献の収集、現地調査の方法によります。

●予測

対象事業の実施により、環境の状況がどのように変化するかを明らかにすることをいいます。
コンピュータ予測、模型実験、類似事例から求める方法等があります。

●評価

予測された環境の状況が、生活環境・環境負荷、自然環境・歴史的文化的環境に支障を及ぼす程度を環境保全目標に照らして評価することをいいます。

●事後調査

対象事業の実施後に環境への影響を把握するために行う調査をいいます。

●環境保全目標

良好な環境を維持していくために必要な水準として環境影響評価技術指針で定めたものをいいます。

●環境影響評価技術指針

条例の規定に基づき環境影響評価及び事後調査が科学的、かつ適正に行われるために必要な技術的事項について定めたものをいいます。

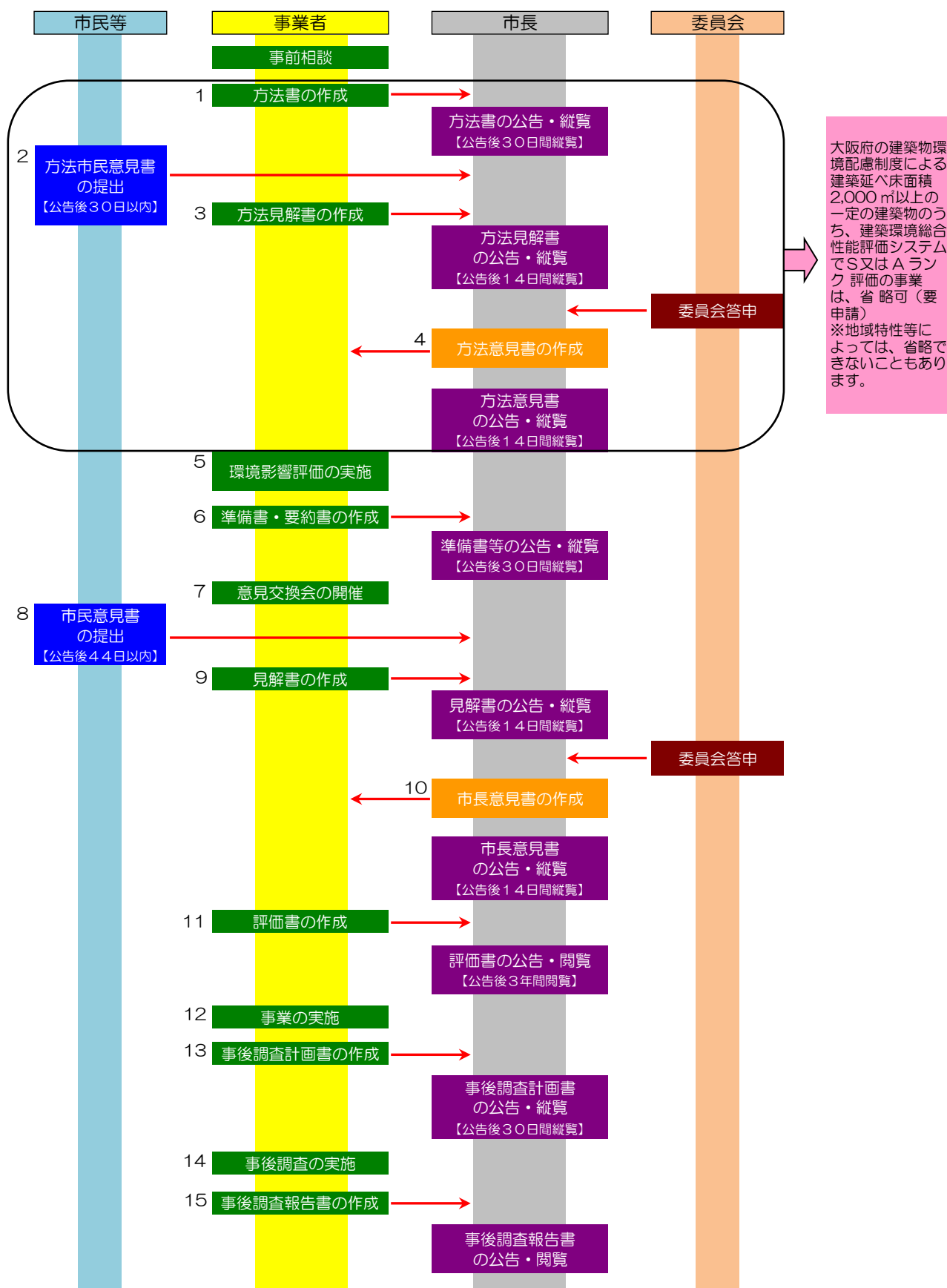
●高槻市環境影響評価委員会

学識経験者により構成され、専門的、科学的及び客観的な立場から方法書、準備書等について環境の保全上の見地から審議を行い、市長に意見を述べる機関です。また、委員会は公開されています。

高槻市の環境影響評価の手続の流れ

- 1 **方法書の作成** 事業者は、環境影響評価を実施する環境項目や方法を記載した環境影響評価方法書を市長に提出します。市長は、方法書を公告し、30日間縦覧します。
- 2 **方法市民意見書の提出** 市民等は、方法書について市長に縦覧期間内に環境の保全上の意見書を提出することができます。市長は、この意見書を事業者に送付します。
- 3 **方法見解書の作成** 事業者は、市民等から提出された方法市民意見書に対する事業者の見解を記載した書類を作成し市長に提出します。市長は、方法見解書を公告し、14日間縦覧します。
- 4 **方法意見書の作成** 市長は、方法書について高槻市環境影響評価委員会の答申をもとに方法意見書を作成します。方法意見書は事業者に送付します。市長は、方法意見書を公告し、14日間縦覧します。
- 5 **環境影響評価の実施** 事業者は、技術指針に定めるところにより環境影響評価（調査・予測・評価）を行います。
- 6 **準備書・要約書の作成** 事業者は、調査・予測・評価の結果や環境の保全のための措置を記載した環境影響評価準備書及び要約書を作成し、市長に提出します。市長は、準備書を公告し、30日間縦覧します。
- 7 **意見交換会の開催** 事業者は、準備書の内容を周知し、市民等の意見を聴くため、縦覧期間内において市民等との意見交換会を開催します。
- 8 **市民意見書の提出** 市民等は、縦覧期間とその後14日の間に、市長へ準備書に関する環境の保全上の意見書を提出することができます。市長は、この意見書を事業者に送付します。
- 9 **見解書の作成** 事業者は、意見交換会で聴取した意見、市民意見書の概要及びこれらに対する事業者の見解を示した書類を作成し、市長に提出します。市長は、見解書を公告し、14日間縦覧します。
- 10 **市長意見書の作成** 市長は、準備書に関して委員会の答申をもとに市長意見書を作成します。市長意見書は事業者に送付します。市長は、市長意見書を公告し、14日間縦覧します。
- 11 **評価書の作成** 事業者は、市長意見書をもとに準備書の内容に検討を加え、環境影響評価書を作成し、市長に提出します。市長は、評価書を公告し、閲覧します。
- 12 **事業の実施** 評価書の公告の後、事業者は、他法令の許認可等をもとに環境の保全に配慮して事業を実施します。
- 13 **事後調査計画書の作成** 事業者は、事後調査のための計画書を作成して市長に提出します。市長は、事後調査計画書を公告し、30日間縦覧します。
- 14 **事後調査の実施** 事業者は、事後調査計画書に基づき事後調査を実施します。
- 15 **事後調査報告書の作成** 事業者は、事後調査を実施した後、事後調査報告書を作成し、市長に提出します。市長は、事後調査報告書を公告し、閲覧します。

※建築環境総合性能評価システムでS又はAランクの事業は1～4の手続（方法書作成）を省略することも可能（要申請）です。



方法書：環境影響評価方法書をいいます。
 準備書：環境影響評価準備書をいいます。
 評価書：環境影響評価書をいいます。

高槻市の環境影響評価対象事業

1 道路の建設	一般道路及び自動車道の新設又は改築で4車線以上かつ1 km以上のもの
2 鉄道又は軌道の建築	新設又は改良（改良にあつては、線路の増設及び高架移設その他の移設に限る）
3 廃棄物処理施設の建設	1 一般廃棄物処理施設 処理能力が100t/日以上のごみ処理施設（溶融の方法により処理するものに限る。）の新設又は増設 埋立処分の用に供する面積が2ヘクタール以上の最終処分場の新設又は増設 2 産業廃棄物処理施設 埋立処分の用に供する面積が2ヘクタール以上の最終処分場の新設又は増設
4 終末処理場の建設	下水道法に規定する終末処理場の新設
5 市街地開発事業	1 施行区域の面積が10ヘクタール以上の土地区画整理事業 2 施行区域の面積が2ヘクタール以上の市街地再開発事業
6 土石の採取	1 新たに行う事業 2 増加する採掘面積が5ヘクタール以上のもの
7 駐車場の設置	同時収容能力が500台以上のもの（施設の利用者用のものを除く。）の新設又は増設
8 運動・レジャー施設の建設	都市計画法で規定する第二種特定工作物で墓園を除く運動・レジャー施設の新設又は増設であつて、その施行する区域が10ヘクタール以上のもの
9 工場及び事業場の新設及び増設の事業	1 ばい煙発生施設等の燃焼能力の合計（重油換算）2 kL/h 以上4 kL/h 未滿 2 特定施設等からの平均排水量 1 千m³以上1 万m³未滿/日
10 大規模小売店舗の建設	店舗面積が5000m ² 以上の大規模小売店舗の新設又は増設
11 住宅団地の建設	開発区域の面積が10ヘクタール以上又は一団地の戸数が600戸以上の新設（市街化調整区域にあつては5ヘクタール以上又は300戸以上の新設）
12 高層建築物の建築	建築物の高さが60m 以上の建築物の新築

9・10・11・12の事業のうち、建築環境総合性能評価システムでS又はAランクの事業は、方法書の作成及び提出を省略することも可能です（ただし、地域特性等によっては、省略できない場合もあります。）。

高槻市市民共創部環境政策課

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号
TEL 072(674)7486